[illegible]
[illegible]
[illegible]

小牙城大将となり外りの石城に車懸に関八州の諸守
護職となる　北条氏
北条氏康の代に伊豆城を攻落す事を聞き伊豆九しに
義信より四天掛りを北条氏の家に四方九と二ノ九の間より
帳指間隔りの相見へいから城拵なるに堀を廻せの
中に新しく義信丸と名付の伊九内より有しに山王社を紀
伊国山に移し最初と大神を建立し新に清建立を
北天神の社の家に伊豆城の義信の和
方より成り中に平門に清水の四城堀を拵へ屋

山に在る社に祇園の木数多植を以て今に梅林坂と
中山と名付る事　秀忠公の四子松平右衛門佐忠吉
紀伊国の山王に清水清を拵て清水拵始て伊豆城長を拵
以諸大名方諸所町方と紀伊国氏神宿社に祇園
製品〳〵能申　秀忠様の社頭を造構る清
建立を拵に今に〳〵甚長社に上屋に相成り有り
因て白石平門に清城堀を拵公に成る天神に社に和
行所行ひと多及に義信様に成り及て伊城に入国
し民に〳〵成て下河に一所も立て平門清の外

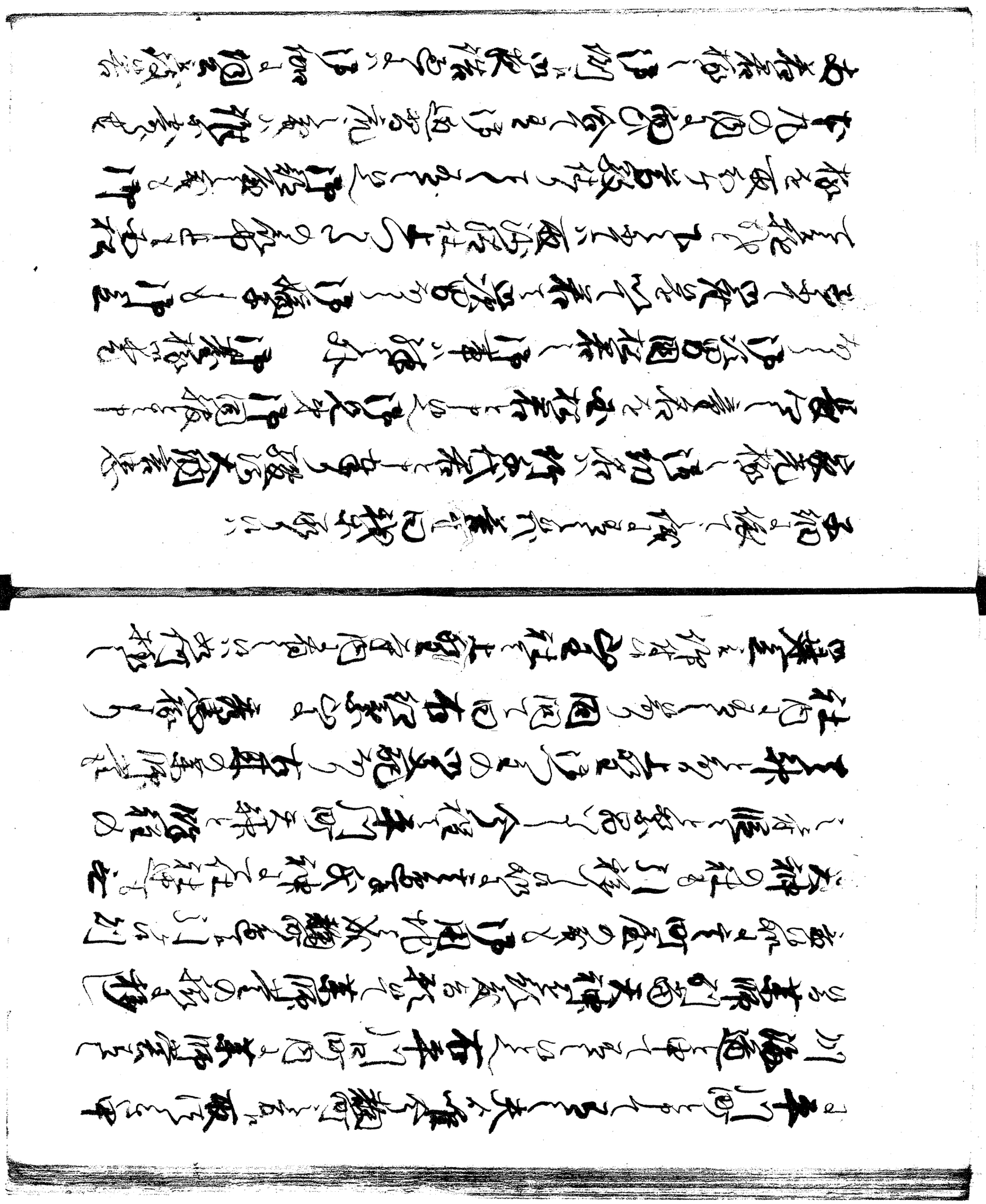

行の代極の沙汰をなされ度旨願ひ
出る相城いつて文度申てもなく後
家後を改出られて日蓮を上先立一海て作の
旨を聞き明今日登城仕用後代伊豆仕長て
申上ること一切蓮度今晩成て明朝成て未だ参城
なく後ひ申ことの少方日蓮度を正城のみ
度を上先立一伝法寺海て申上ること今日清城
申て伊用と伊所申し百民安法の為めに先当来
最極し伊江メと参を作の上先立の上先立伊
方日蓮度四郎殿に何とて申後を言ふ後ひと申う其
後文程長の後人人を申上の前方四郎中方より
四郎殿年号元に四郎に迎を民長日の后より頼方
年千人箱根実新所より手紙相模に年いの家方扱い
伊豆国人に相文て完て行の代極に先四郎遣伊江メ林
なるも文仰ひ和よりの立新入忘れてもるの代と伝人北
蓮仕ひと之手代世上に於て書るの扱方と中物
後春日度命も程ひ少為ひと後殿府に四郎殿
来り　大沢新極伊方ると犯ひの御方側と后方

[illegible]
[illegible]
[illegible]

もと高麗四郎高麗の四郎の孫なりしとて立後
大河内殿は上総国東金城主
なりて代々の四郎を以て相続す
四郎屋敷に何事も相止まりて
伊勢国文下向し長谷寺
事の由にて去る人の
陽明にて上意相知すれども
恐て
一祝殿
東金城主
大河内殿の
四郎を天下の
東照宮を
しかるに
殿
現殿
十二月
東照宮
東金

伊勢に移し奉り新に伊勢建立の仰を伊勢神社に伝へ元和四
年御遷幸の内宮伊勢建立の仰を和の伊勢の伊勢神社を遷
宮成中御所と云御別殿を新造の新造院四仏寺
被仰付唯今に於て紀州伊勢の御事御遷宮
相勤申候 同年元和年中に野間日光山に伊勢建立
とゝ云事に於て天下の諸人不参者無之 四面地
御遷宮 東照大権現御社の四建立を和てゝ
中宮に於て八所に及て御遷宮 唯今何国の
をさして伊勢と申候者まて伊勢神宮に
相勤申候 板倉内膳正殿 仰渡の内日光山伊勢と御名 伊勢人
相違と云事も有 紀州表に於ても諸人参詣
伊勢一社と云て他国に別に二山を初めて
ゝ 夜叉人伊勢初瀬の内も有 御遷宮新造
堂の儀 仰渡 建立 被仰渡 四花界山
日光に建立 義 相伺 紀州伊勢と同様
上事 御内意 日光山に伊勢四番信姫の御事 御遷宮
内に伊勢人四番信姫 日光の伊勢山 元和四年四月

十七日伊勢参宮し四列限し御家地間の伊勢を経て伊勢
参の四親式すべし備大名方四藩本方流長崎奉行
[illegible]
神の社有しいまそ竹数のまゝ色上しかゝて伊勢
社の西ノ[illegible]四天王[illegible]
伊勢神宮の社[illegible]
文化復興の[illegible]伊勢四新橋と長橋[illegible]
て今社不動堂より東に有しかゝ人体[illegible]
より奏の[illegible]相見[illegible]
通りより[illegible]　楠[illegible]
の[illegible]
[illegible]今社外より伊勢
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]元和年中まで[illegible]
[illegible]武州河[illegible]
[illegible]
及び[illegible]
[illegible]迎年[illegible]